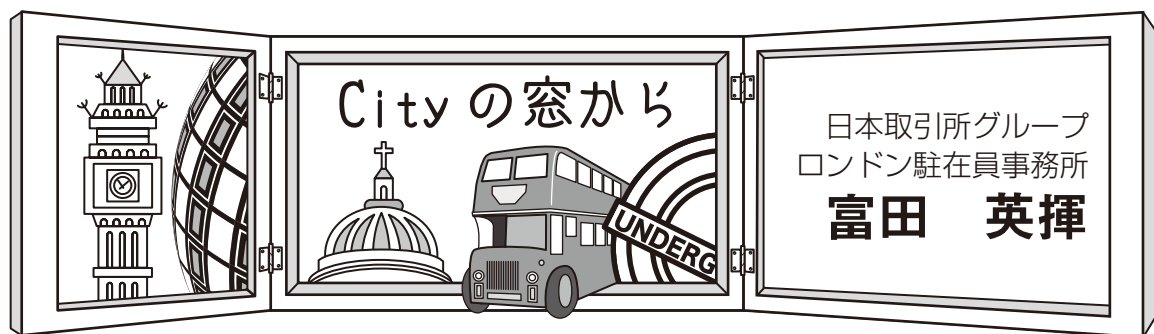




—連載（第49回）—

英財務省、金融サービス分野の将来に向けた計画を発表



■ 1. はじめに

スナク英財務大臣は、2021年7月1日、毎年恒例行事となっているシティ内のマンション・ハウスでの演説において、英国の金融サービス分野に関する将来に向けた計画を発表した（注1）（注2）（注3）。

今回発表された内容をみると、2020年11月に発表した英EU離脱後の金融サービスに関する将来計画の内容と概ね同一の内容が盛り込まれているように見受けられる。

具体的には、気候変動分野に関する事項のほか、金融テクノロジーに関する事項、さらには英EU離脱に関連して、移行期間終了後のEU域内の金融機関に対する金融アクセスに関する事項（英国のEUに対する第三国同等性評価）などが盛り込まれている（この点に関しては、これとは反対にEUの英国に対する第三国同等性評価に関する事項について、後述を参照）。

また、今回発表された計画について、いずれの事項に特に焦点が置かれているのかとの観点からみると、これまでの英政府における取組みとの関係においては、特筆すべきほどの大きな変化はないようにもみえるところだが、本年11月には英国グラスゴーにおいてCOP26（第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議）の開催が控えていたことを踏まえ、気候変動分野に関する事項が占める割合が大きくなっているようにもみえる。この気候変動に関する分野については、2021年には英国初となるソブリン・グリーン・ボンドが発行されるとともに、TCFD開示については、2025年までには幅広い業種を対象とした義務化の推進を図る旨の発表等が既になされているところである。

今回発表された計画から注目される事項としては、証券取引所における関連業務との観点からみると、大きく2点あげることができる。

1 点目としては、英EU離脱に伴い、焦点



となってきたEUの英国に対する第三国同等性評価に関する事項との関係である。この点は、EUの英国に対する第三国同等性評価について最終的な判断を行う権限を有しているのは、あくまでもEUサイドであることから、英国サイドの選択肢としては、EUサイドからこうした第三国同等性評価の付与を受けるよう、あくまでも要請を継続していくしか対応策はないということになる。しかしながら、こうした要請自体についても、英国政府においては、これまでも2020年11月に発表された将来計画等の中では、「英国からはEUに対して、第三国同等性評価の取得に向けた要請を継続的に実施する。」などといった記述がなされてきたところだが、今回発表された将来計画等においてはこうした表現自体が削除されている。この点に関しては、本件に関する関連記事によると、英国はEUの金融規制から離れ、英国独自の金融サービス法制を構築していく方針を明確に打ち出したとのコメントが記載されている^(注4)。

2点目としては、1点目の内容とも若干関連するのだが、英財務省は、今般の英国の金融サービス分野に関する将来に向けた計画の発表とあわせて、関連分野ごとに詳細な計画をコンサルテーションの形で発表しており、この中には、証券市場分野(Wholesale Markets)に関する施策のほか、上場制度等に関する詳細についてもあわせて発表が行われている。このうち、前者の証券市場分野に関する内容をみると、証券取引施設に関する

事項のほか、Systematic Internaliser (SI)に関する事項、株式市場規制に関する事項、市場データ規制に関する事項のほか、債券市場規制やデリバティブ市場規制、さらにはコモディティ・デリバティブ市場規制に関する事項など、非常に幅広い分野に及んでおり、コンサルテーションによると、英国はEUを離脱し、これまでのようにEUが設計した証券取引制度に従う必要がなくなったことを受け、英国独自の市場環境等に沿った証券取引制度の構築を目指していくとの記述がなされている。英国は2021年1月には英EU離脱に伴う移行期間が終了したところだが、証券市場分野を含む金融サービス分野全般に関する制度については、これまでは英国における独自対応案の検討が間に合わないとして、実質的にはMiFIDII(第2次金融商品市場指令)をそのまま継続適用する方針が示されてきた(この点は、前述のとおり、英国政府としては、EUの英国に対する第三国同等性評価の取得に向けた要請を継続的に実施してきた点とも関係しているとされている。)

今回英財務省において公表されたコンサルテーションでは、証券市場分野に関しては、MiFIDIIに規定されている関連規制についても全般的な見直しに向けた提言が行われていることから、この点については、1点目で述べたEUの英国に対する第三国同等性評価の取得に向けた対応を英国政府としてトーンダウンさせたことの裏返しともいえることができるように思われる。

~~~~~

本レポートにおいては、英財務省が発表した金融サービス分野に関する将来に向けた計画の概要を簡単に紹介することとしたい。なお、本稿に記載した内容はすべて筆者個人の見解であり、筆者の所属する組織としての見解を示すものではないことをお断りする。

## ■ 2. 概要

英財務省から発表された金融サービス分野に関する将来に向けた計画の概要をみると、まず大項目としては、①オープンでグローバルな金融ハブの構築、②最先端となるテクノロジー・イノベーションの構築、③世界をリードするグリーン・ファイナンスの構築、④国際競争力ある市場の構築、の4つの分野から構成されており、それぞれの項目ごとに、英EU離脱等を経て、A) 英国政府としてこれまでに実施してきた事項と、B) 今後における実施が予定されている事項、の2つに分類したうえでの紹介が行われている。

それぞれの分野ごとに記載されている詳細事項については、本レポートの冒頭でも紹介したとおり、大半の事項は、英財務省が2020年11月に発表した、英EU離脱後の金融サービスに関する将来計画の内容や、その後英政府から発表されている諸施策の中において、ほぼ同一と思われる内容も多く含まれている。

## ■ 3. それぞれの分野ごとに掲載されている事項

### (1) オープンでグローバルな金融ハブの構築

#### A) これまでに実施してきた事項

- ・シンガポールとの新たな金融サービス関係の構築
- ・米国との金融規制対話を目指したワーキング・グループの設置
- ・(英政府による) 欧州経済地域 (EEA) に対する第三国同等性評価の付与
- ・スイスとの間での株式取引域内集中義務に関する第三国同等性評価の相互付与
- ・G20において合意されたバーゼル規制改革を確実に実行するための法案の制定
- ・ソブリン・スクーク債の発行等を通じた西側諸国の中でのイスラム金融に関する中心的役割の構築
- ・「第三国スキーム」に関する市場関係者からの意見の集約等

#### B) 今後において実施が予定される事項<sup>(注5)</sup>

- ・スイスとの間での第三国同等性評価 (全般) に関する相互認証の実施
- ・金融の安定性・イノベーション・サステナビリティ分野における高水準な国際基準の構築・促進
- ・英国にとって関心の高い諸分野における第三国同等性評価の付与



- ・金融サービス分野における新たな国際基準の構築
- ・中国・インド・ブラジルを含む主要新興国との間での、金融サービス分野における関係構築の強化
- ・高度専門分野の人材に対するビザ・スキーム制度の改善

## (2) 最先端となるテクノロジー・イノベーションの構築

### A) これまでに実施してきた事項

- ・「Kalifa Review提言<sup>(注6)</sup>」等を通じたフィンテック・ハブを構築するための検討
- ・フィンテック企業を促進するためのBIS（国際決済銀行）による「英国イノベーション・ハブ」の構築
- ・イングランド銀行（BOE）との共同による、中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する検討

### B) 今後において実施が予定される事項

- ・証券市場分野（Wholesale Markets）における新たなテクノロジーの促進（サンドボックス制度の創設等）
- ・暗号資産やステーブル・コインなどの新技術を活用した利便性向上・制度調和に向けた検討
- ・銀行ATMまでのアクセス・利便性の維持
- ・ペイメント・ネットワーク分野における長期ビジョンの設定

- ・テクノロジー・イノベーション分野に第三国からの高度専門人材が集まるための移民制度の見直し

## (3) 世界をリードするグリーン・ファイナンスの構築

### A) これまでに実施してきた事項

- ・上場会社に対するTCFD開示の義務化に向けたロードマップの策定
- ・「グリーン・ファイナンス・フレームワーク」の公表
- ・グリーン貯蓄債券の発行や、当該債券に関連する情報の公表

### B) 今後において実施が予定される事項

- ・ネット・ゼロ社会の実現を目指したプライベート・ファイナンスの構築、またCOP26を通じた国際的リーダーシップの活用
- ・ネット・ゼロ社会の実現に向けた「グラスゴー・ファイナンシャル・アライアンス」等を通じた金融サービス分野における対応の強化
- ・「グリーン・ウォッシング」を防ぐためのサステナブル活動や、投資分野における透明性向上のための活動強化
- ・「サステナブル開示規則（Sustainability Disclosures Requirement）」の施行等を通じた、気候変動分野におけるリスクや機会等に関する開示の促進
- ・投資先企業に対する環境インパクトの「見える化」の促進に向けた対応



- ・「カーボン・オフセット」市場の構築に向けた世界をリードする地位の構築

#### (4) 国際競争力ある市場の構築

##### A) これまでに実施してきた事項

- ・英EU離脱後の金融規制全般について規定された「金融サービス法2021」の制定
- ・英国の証券市場活性化に向けた上場制度の見直し提言に関する報告書（UK Listing Review<sup>(注7)</sup>）の公表
- ・投資会社に対する「プルーデンス・スキーム」制度の導入
- ・預金者保護の強化に向けた検討会の設置（対応案は2022年初頭までの取りまとめを予定）
- ・アセット・マネジメント会社におけるVATの取扱い見直しに向けた検討会の設置
- ・高度な金融人材育成に向けた「金融サービス・スキル委員会」の設置

##### B) 今後において実施が予定される事項

- ・英国金融規制の更なる見直し
- ・保険会社に対するプルーデンス規制の見直し
- ・証券市場分野（Wholesales Market）の見直し
- ・目論見書規制の見直し
- ・「ファンド制度」の見直し等による魅力あるアセット・マネジメント制度の構築
- ・「Long Term Asset Fund Structure」の創設等を通じた長期投資の促進

- ・「銀行サーチャージ」の見直し等を通じた英国銀行セクターにおける競争力の維持に向けた取組み
- ・CCP（中央清算機関）におけるガバナンス分野や破綻処理スキーム等における強靱性あるプルーデンス基準の維持
- ・一貫性あるプルーデンス規制の導入等を通じた英国銀行セクターにおけるダイバーシティの促進の支援
- ・英国証券化規制の見直し（英国の経済回復をサポートする観点からの制度見直し等）

(注1) 英財務省 “A new chapter for financial services (2021年7月1日)”

<https://www.gov.uk/government/publications/a-new-chapter-for-financial-services>

(注2) 英財務省 “Mansion House 2021 (2021年7月1日)”

<https://www.gov.uk/government/collections/mansion-house-2021>

(注3) Financial Times “Sunak unveils post – Brexit City reforms (2021年7月1日)”

<https://www.ft.com/content/f63f2e06-ce1e-41ca-b4ca-66d7b0be0a51?desktop=true&segmentId=d8d3e364-5197-20eb-17cf-2437841d178a#myftnotification:instant-email:content>

(注4) Financial Times “Sunak insists UK must bolster China ties as access to EU markets declines (2021年7月1日)”

<https://www.ft.com/content/a571fcea-a4eb-484a-9227-cae47c5368ef>

(注5) 英政府による公表時点（2021年7月1日）における内容について記載。このため、一部の記載事項については、現時点において既に実施されて



いる事項もある。以下の各項目においても同様。

(注6) <https://www.gov.uk/government/publications/the-kalifa-review-of-uk-fintech>

(注7) <https://www.gov.uk/government/publications/uk-listings-review>

